

－ 審査事務規程の一部改正について（第18次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成30年7月19日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

- 乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車及び車両総重量3.5t以下の自動車に適用される「軽・中量車排出ガスの測定方法」について、現在規定されているJC08モード法又はWLTCモード法のいずれかとしていたところ、WLTCモード法のみとすることとします。[7-55]

新 型 車：平成30年10月1日～

：平成31年10月1日（貨物の運送の用に供する軽自動車・中量車※）～

継続生産車：平成32年9月1日～

：平成33年9月1日（貨物の運送の用に供する軽自動車・中量車）～

※車両総重量1.7tを超え3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）

※WLTCモード法により型式を取得した車両は、自動車検査証に記載される排出ガス規制の識別記号の1桁目に3～6が使用されることとなります。例：3XX-100

- 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車に備える乗降口の踏段について、最下段の踏段の下部に追加で備えることができるものとして、施行日以降は自動車の製作された日を問わず、一定の要件に適合しなければならないこととします。※ [7-110, 8-110]

※該当する車両は施行日より適用となりますので、施行後の審査時から確認することとなります。

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347